

次期計画の全体目標について

1. 第三期計画の全体目標

- ① 第二期基本計画の全体目標
 - 1. がんによる死亡者の減少 (75 歳未満の年齢調整死亡率)
 - 2. 全てのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上
 - 3. がんになっても安心して暮らせる社会の構築
- ② 医療現場の違和感の解消
 - 1. 進行・再発がんに対する抗がん治療についての目標設定が必要
 - 2. 難治がん、小児がん、希少がんに対する積極的治療の位置づけの工夫
 - 3. 高齢がん患者を対象とした抗がん治療の位置づけ

2. 喫煙対策

- ① 「直接喫煙への対策としての未成年者の喫煙防止」を強調したい。
- ② 第二期がん対策基本計画
 - 1. がんの予防 (個別目標) 喫煙率については、平成 34 (2022) 年度までに、禁煙希望者が禁煙することにより成人喫煙率を 12% とすることと、未成年者の喫煙をなくすことを目標とする。
- ③ 根拠法
未成年者喫煙禁止法 (明治三十三年三月七日法律第三十三号 第二次山県内閣) (最終改正: 平成一三年一二月一二日法律第一五二号)
- ④ 静岡県がん対策推進条例 (平成 26 年 12 月)
第 2 章 がん対策に関する基本的施策、第 2 節 がんの予防及び早期発見の推進
(未成年者の喫煙防止)
第 11 条 県は、未成年者の喫煙を防止するため、学校、保護者及び保健医療関係者の間の連携の強化その他の必要な施策を実施するものとする。

3. 次期計画策定に向けての意見聴取

- ① 医療提供体制 日本病理学会など
- ② がん検診実施者の立場 日本対がん協会など
- ③ がんの医療経済 国民総医療費におけるがん医療費割合など